

問題提起～農協（JA）の経営理念をどのように考えるか

新世紀JA研究会 常任幹事 福間莞爾

以下の問題提起については、個人的な見解を含んでいますが、あくまでも新世紀JA研究会による「新総合JAビジョン 確立のための危機突破・課題別セミナー」の開催の趣旨に基づいて、提案するものであることを予めお断りしておきます。

1. 農協法第1条の目的

2001（平成13）年の法改正で、農協法第1条の農協の目的規定は、「この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする」となった。

この改正の趣旨は、この規定の前段部分の「農業者の協同組織の発達を促進することにより」にあった。その意味するところは、農業者の協同組織（農協）を本法の目的を達成するための手段として定めたということである（農協法令研究会『逐条解説農業協同組合法』）。

それ以前の規定は、「農業者の協同組織の発達を促進し、以って、…」となっていた。この規定は、農業者の協同組織（農協）の発達促進と農協法の目的達成は同列のようにも受け取れたが、この法改正により、農協は農協法の目的達成の

手段にされた。

この改正によって農協は、農協法の目的達成（農業振興）のためのみに存在する組織になり、農協は他の組織と同じくそのための一つの選択に過ぎなくなったのである。また、この改正では、同時に農協の第1の事業がいわゆる営農指導事業となった。

この農協法の改正は、1999年の「食料・農業・農村基本法」の制定、2004年のペイオフ解禁という時代背景のもとに行われた。

一方で、農協法第1条後段の農協法の目的規定たる「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする」は変更されず、農協法の直接的な目的は、「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上」であることに変わりはない。

つまり、農協は農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上のために存在するのであり、その目的（農業振興）に向かって活動せよということなのである。

2. 地域組合論の限界

こうした農水省の動きに対して、農協の対応は極めて緩慢である。JA全中が策定した自己改革案（2014年11月公表）では、農協には農業振興と地域振興の二つの目的があるとし、農協法の目的に農業振興だけでなく地域振興も加えるよう、法改正の要請を検討するというものであった。こうした自己改革案は、以上に述べた、農水省の考え方とはむろん全

く相容れないものであった。

その後、全中が掲げるこの考え方（地域組合論）は、農協法改正によって全面的に否定されることになった。それは、法第1条の農協法の目的規定の改正が行われなかったのはもちろんのこと、かえって、農業振興以外の事業について、農協以外への事業・組織の移管規定が追加されたことでも明らかであろう（ただし、信用・共済事業については、農協法以外の法改正が必要なため除かれている）。

反面で、JA全国大会（第27回、28回、29回）では、地域組合論に基づく自己改革（創造的自己改革への挑戦と実践、自己改革の進化）が掲げられ、従来路線が推進されてきている。

こうした農水省と全中の対立・乖離状況が続く中で、全中・農協が進める地域組合論は一段と窮地に追い込まれてきている。それは、次の事情から明らかである。一つは、全中は2014年の自己改革案を受けて、2017年10月の衆議院選挙では、JAを地域組合と位置付けるように各党に公開質問（政策要請）していたが、全中自体もともとその実現は無理と判断していたためか、2021年10月の衆議院選挙では、公開質問（主体は全国農政連）から外されていることである。

もう一つは、准組合員問題について、一律的な規制が打ち出されなかったものの、2021年6月の政府による「規制改革実施計画」では、准組合員について意思反映を行うとしたことである。

農協は農業振興とともに地域振興を目的とする組織であるという地域組合論に基づいて、准組合員の農業振興以外の地域振興の意思反映が行われれば、農協は農協ではなくなっていく。

以上の状況を考えれば、従来の地域組合論は、これまで信用・共済事業の伸長によって農協の組織・事業面で大きな成

果をあげてきたものの、今後はその主張が難しくなってきたと考えて差し支えないだろう。

3. 新たな農協の経営理念の確立

それでは従来の地域組合論に代わる農協論（農協理念）をどのように考えればいいのか。それは、前述した「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上」の農協法の目的をどのように考えるのかということと、密接不可分である。

この規定を「農業振興」と解することに異議をはさむ人はいないと思うが、問題は、この農業振興は一人農業者の努力だけで可能かということである。この点について、従来、農業振興は農業者によって行われるものという考え方が支配的ではなかったかと思われる。

農協論との関係でみると、筆者はこれを偏狭な職能組合論と呼んでいる。偏狭な職能組合論によれば、農協は直接的な農業振興のための事業に集中せよ、農業振興以外の事業は切り離せという信用・共済分離論が提唱される。だが、農協から信用・共済事業を分離したところで農業振興がはかられるとは考えられず、逆に一層の農業荒廃を招くだろう。

それはともかくとして、農業振興は農業者によって行われるものという考え方に変化が現れたのは、「農業基本法」に代わる1999年の「食料・農業・農村基本法」の制定であった。この法律の制定の趣旨は、農業振興には農業だけでなく、食料や農村からのアプローチが必要で、それには消費者の力や地域の人々の協力が求められていると解することができる。

近年のSDGsやみどりの食料システム戦略、さらにはEUの食品産業政策（Farm to Fork）戦略の推進などもそのことの

必要性を物語っている。

ここで問題となるのが、農協法第 1 条の農協の目的規定との関連である。「食料・農業・農村基本法」の制定を受けて、法第 1 条の農協の目的規定について、前段の改正が行われたことは、前述の通りである。

しかし、問題とされるべきは、後段の農協法の目的を「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上」とする規定の理解をどうするかということである。

「食料・農業・農村基本法」の制定の趣旨を考えれば、「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上（農業振興）」には、消費者や地域の人々の協力が必要だということになる。それは筆者が言う、偏狭な職能組合論からの脱却を意味する。

結論を言えば、いま農協は従来の地域組合論や偏狭な職能組合論に代わる、第 3 の道としての新たな農協論（農協経営理念の確立）が求められているということである。その内容のポイントは、農業振興を一人生産者のみとしない新たな農業振興の考え方の確立であり、そのために農協が果たす役割と考えられる。

今回の第 35 回課題別セミナーのテーマ「新たな JA 経営理念の構築」は、以上のような問題意識のもとに設定されており、お二人のご報告からこのテーマについての考えをおくみ取り頂きたい。

注) JA 理念を表した「JA 綱領」<1997（平成 9）年制定>では、農協は自らを「農業と地域社会に根ざした組織」と性格づけている。このことをもって、農協が農業振興と地域振興の二つの目的を持つ地域組合であるとは直ちに言えないが、全中も多くの農協論学者も「JA 綱領」を農協が地域組合であることの根拠にしている者が多い。